

○追手門学院大学短期海外留学奨励奨学金規程

2018年3月26日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「本学」という。）が、短期海外留学プログラムとして設ける海外留学プログラム（オンラインプログラムを含む。以下「プログラム」という。）に参加する学生を対象とする短期海外留学奨励奨学金（以下「留学奨励奨学金」という。）に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 留学奨励奨学金は、短期海外留学を奨励するため、プログラムに参加する学生への経済的支援を目的とする。

(資金)

第3条 本留学奨励奨学金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学の経常収入

(対象プログラム)

第4条 留学奨励奨学金の対象となるプログラムは、国際交流教育センター委員会で決定したプログラムとする。

2 前項のプログラムは、現地活動時間が60時間以上のプログラムを対象とする。

(資格)

第5条 留学奨励奨学金を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 出願時及び受給時において本学の学部又は大学院に在学する学生
- (2) 別に定める語学試験のいずれかを受験し、基準スコアを取得している者

(申請)

第6条 留学奨励奨学金を受給しようとする者は、所定の期日までに所定の書類を調べ、国際交流教育課に提出しなければならない。

(選考及び採用)

第7条 留学奨励奨学金の受給者は、国際交流教育センター委員会の議を経て、国際交流教育センター長が決定する。

2 選考基準、選考手続等については、別に定める。

(金額及び期間)

第8条 留学奨励奨学金は給付制とし、給付額は別に定める。

2 留学奨励奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。

(支給)

第9条 奨学生がその資格を有する期間、追手門学院大学の他の奨学金を重複して受給することができる。

2 留学奨励奨学金の給付は、プログラム修了後、原則二か月以内に行う。

(給付の取消し又は返還)

第10条 留学奨励奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に関わらず、留学奨励奨学金の給付を取り消すものとする。又、すでに受給している場合は、所定の期日内に全額を返還しなければならない。

- (1) プログラム開始の前日又は渡航日までに、プログラムへの参加を中止したとき。
- (2) 派遣先機関又は国際交流教育センター委員会が受給者として不相当と認めたとき。
- (3) プログラム期間中もしくは渡航期間中に、病気その他の理由で留学の継続が困難と国際交流教育センター委員会が認め、プログラムへの参加もしくは留学を中止したとき。
- (4) 追手門学院大学授業料等納付規程に基づき、授業料等の納付を納付期限までに行わないとき。
- (5) 派遣先機関が定めるプログラムを修了しなかったとき、あるいは本学において修得したものと単位認定されなかったとき。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務及び留学奨励奨学金に関する事務は、国際交流教育課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際交流教育センター委員会が決定する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年5月1日から施行する。